

## 規約改正について

さいたま市立大宮小学校PTA会則

### (4) PTAの規約

第9条を以下のとおり改正する。

(現行) 選考委員は、各学年理事より1名、各専門部より1名で構成し、委員長は互選とする。

(改正案) 選考委員は、副会長、幹事から若干名及び各学年理事長で構成し、委員長は互選とする。

(改正の趣旨) 次年度役員の選考を円滑に行うために、選考委員の構成を見直すもの

第28条に、第2項以下として、以下の規約を新設する。

2 会長は、会計年度開始日から当年度の予算が総会において承認されるまでの間、暫定予算を策定し、執行することができる。ただし、その執行は、必要最小限にとどめるよう努めなければならない。

3 会長は、会員から求めがあったときは、総会において、暫定予算の執行状況について報告する。

4 総会において予算が承認されたときは、暫定予算はこれに吸収されて失効し、暫定予算に基づく支出は、総会において承認された予算に基づいて執行されたものとみなす。

(改正の趣旨)

会計年度開始日から当年度予算が総会にて承認されるまでの間の予算執行を暫定予算において円滑に行うとともに、その期間の予算執行は必要最小限にとどめるよう努力し、求めがあったときはその執行状況の報告を行うことによって、適正な執行を確保するもの